

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（部）	御中
--	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 8 年 9 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 157 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 98 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 58 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料Ⅳ

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料Ⅳ又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

1 歯科充填用材料Ⅰ

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 12 点
 - ロ 複雑なもの 31 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 7 点
 - b 複雑なもの 18 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 8 点
 - b 複雑なもの 21 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3 点
 - b 複雑なもの 8 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6 点
 - b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 2,543 点
- (2) 4 分の 3 冠 3,177 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 629 点
 - b 複雑なもの 1,163 点
 - ロ 5 分の 4 冠 1,463 点
 - ハ 全部金属冠 1,842 点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 428 点
 - b 複雑なもの 851 点
 - ロ 4 分の 3 冠 1,052 点
 - ハ 5 分の 4 冠 1,052 点
 - ニ 全部金属冠 1,318 点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 47 点

b 複雑なもの	83 点
ロ 5 分の 4 冠	107 点
ハ 全部金属冠	132 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	30 点
b 複雑なもの	61 点
ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	76 点
ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	76 点
ニ 全部金属冠	97 点
M010-2 チタン冠（1 歯につき）	50 点
M010-3 接着冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	1,052 点
(2) 小臼歯	1,052 点
(3) 大臼歯	1,463 点
2 銀合金	
(1) 前歯	76 点
(2) 小臼歯	76 点
(3) 大臼歯	107 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	629 点
ロ 小臼歯・前歯	428 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	47 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	12 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	7 点
ロ 自動練和型	8 点
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,642 点
2 銀合金を用いた場合	213 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	50 点
M015 非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	31 点
(2) 複雑なもの	43 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 328 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

3 大臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

2,120 点

ロ 小臼歯

1,597 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

100 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯

1,274 点

ロ 小臼歯

1,597 点

ハ 大臼歯

2,120 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

128 点

ロ 小臼歯

128 点

ハ 大臼歯

128 点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1 装置につき）

1,068 点

M017-3 チタンブリッジ（1 装置につき）

161 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）

- | | |
|----------------|----|
| (1) 1歯から4歯まで | 2点 |
| (2) 5歯から8歯まで | 3点 |
| (3) 9歯から11歯まで | 5点 |
| (4) 12歯から14歯まで | 7点 |

2 総義歯（1顎につき） 10点

M018-2 3次元プリント有床義歯

1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） 6点

2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） 203点

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 35点

M020 鑄造鉤（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) 双子鉤

イ 大・小臼歯 3,337点

ロ 犬歯・小臼歯 2,715点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大臼歯 2,715点

ロ 犬歯・小臼歯 2,085点

ハ 前歯（切歯） 1,605点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 双子鉤

イ 大・小臼歯 1,695点

ロ 犬歯・小臼歯 1,326点

(2) 二腕鉤（レストつき）

イ 大臼歯 1,164点

ロ 犬歯・小臼歯 1,012点

ハ 前歯（切歯） 939点

3 鑄造用コバルトクロム合金 6点

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼 5点

2 14カラット金合金

(1) 双子鉤 1,561点

(2) 二腕鉤（レストつき） 1,206点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯 469点

(2) 犬歯・小臼歯 506点

(3) 大臼歯 582点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯	27 点
(2) 犬歯・小臼歯	27 点
(3) 大臼歯	27 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,163 点
ロ 小臼歯・前歯	851 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	83 点
ロ 小臼歯・前歯	61 点
（キーパー）	
1 個につき	233 点
M023 大連結子（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,718 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	19 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	99 点

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和8年3月5日保医発 0305 第2号）の一部改定について）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（別紙1） 材料料 M002 支台築造 （支台築造の保険医療材料料（1歯につき）） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>157 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>98 点</u> (2) （略） 2 （略） M005～M009 （略） M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,543 点</u> (2) 4分の3冠 <u>3,177 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>629 点</u> b 複雑なもの <u>1,163 点</u> ロ 5分の4冠 <u>1,463 点</u>	（別紙1） 材料料 M002 支台築造 （支台築造の保険医療材料料（1歯につき）） ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>173 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>108 点</u> (2) （略） 2 （略） M005～M009 （略） M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,690 点</u> (2) 4分の3冠 <u>3,361 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>691 点</u> b 複雑なもの <u>1,277 点</u> ロ 5分の4冠 <u>1,607 点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,842 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>2,023 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>428 点</u>	a 単純なもの	<u>470 点</u>
b 複雑なもの	<u>851 点</u>	b 複雑なもの	<u>935 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>1,052 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>1,155 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>1,052 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>1,155 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>1,318 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>1,448 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>47 点</u>	a 単純なもの	<u>51 点</u>
b 複雑なもの	<u>83 点</u>	b 複雑なもの	<u>89 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>107 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>116 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>132 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>142 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>30 点</u>	a 単純なもの	<u>32 点</u>
b 複雑なもの	<u>61 点</u>	b 複雑なもの	<u>66 点</u>
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>76 点</u>	ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	<u>82 点</u>
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>76 点</u>	ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	<u>82 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>97 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>104 点</u>
M010-2 （略）		M010-2 （略）	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	<u>1,052 点</u>	(1) 前歯	<u>1,155 点</u>
(2) 小臼歯	<u>1,052 点</u>	(2) 小臼歯	<u>1,155 点</u>
(3) 大臼歯	<u>1,463 点</u>	(3) 大臼歯	<u>1,607 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>76 点</u>	(1) 前歯	<u>82 点</u>

(2) 小臼歯	<u>76 点</u>	(2) 小臼歯	<u>82 点</u>
(3) 大臼歯	<u>107 点</u>	(3) 大臼歯	<u>116 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>629 点</u>	イ 大臼歯	<u>691 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>428 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>470 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>47 点</u>	イ 大臼歯	<u>51 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>32 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,642 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,803 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>213 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>230 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>2,120 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,328 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,597 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,754 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>100 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>108 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,274 点</u>	イ 前歯	<u>1,399 点</u>
ロ 小臼歯	<u>1,597 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,754 点</u>
ハ 大臼歯	<u>2,120 点</u>	ハ 大臼歯	<u>2,328 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>128 点</u>	イ 前歯	<u>138 点</u>
ロ 小臼歯	<u>128 点</u>	ロ 小臼歯	<u>138 点</u>

ハ 大臼歯	<u>128 点</u>	ハ 大臼歯	<u>138 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>3,337 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>3,528 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,715 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,870 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>2,715 点</u>	イ 大臼歯	<u>2,870 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,085 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>2,204 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>1,605 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,697 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,695 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,862 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,326 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,456 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,164 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,278 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,012 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,111 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>939 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>1,031 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>1,561 点</u>	(1) 双子鉤	<u>1,650 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,206 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,275 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>469 点</u>	(1) 前歯	<u>515 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>506 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>556 点</u>

(3) 大臼歯	<u>582 点</u>	(3) 大臼歯	<u>639 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,163 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,277 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>851 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>935 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>83 点</u>	イ 大臼歯	<u>89 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>61 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>66 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 大連結子 (1 個につき)		M023 大連結子 (1 個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,718 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,984 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	